

北海道総合保健医療協議会 地域保健専門委員会

アレルギー疾患対策小委員会（北海道アレルギー疾患医療連絡協議会）設置要項（案）

1 目的

北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会運営要領第6の規定に基づき、北海道におけるアレルギー疾患対策を推進するため、アレルギー疾患対策小委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会は、従前の北海道アレルギー疾患医療連絡協議会を兼ねるものとする。

2 所掌事項

委員会は次の事項について協議する。

- (1) 北海道アレルギー疾患医療拠点病院を中心としたアレルギー疾患対策の取組に関すること。
- (2) その他、委員会の目的達成のため必要と認められる事項。

3 組織

- (1) 委員会の構成員は、総数15名以内とする。
- (2) 委員は、地域保健専門委員会委員長が地域保健専門委員会委員の中から指名する他、必要があるときは、特別委員を加えることができる。
- (3) 前号の特別委員は、アレルギー疾患の診療経験が豊富かつ専門的な知識と技能を持つ医師が所属する医療機関関係者、保健医療福祉関係者、アレルギー疾患医療を受ける立場にある患者や住民その他の関係者、関係行政機関の職員の中から、地域保健専門委員会委員長が選定の上決定する。
- (4) 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- (5) 委員長及び副委員長は、委員及び特別委員（以下「委員等」という。）の中から互選した者をもって充てる。
- (6) 委員等の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員等の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営

- (1) 委員会は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。
- (4) 委員会の庶務は、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課において処理する。
- (5) この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年 月 日から施行し、北海道アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱（平成31年4月16日施行）は廃止する。

なお、施行時点の委員は、3の規定にかかわらず、令和3年10月1日就任の北海道アレルギー疾患医療連絡協議会委員のうち、北海道総合保健医療協議会委員である者を指名された者とみなし、特別委員は、北海道総合保健医療協議会委員以外の者とし、任期は令和5年6月30日までとする。